平成２６年（フ）第５６７号
熊本県上益城郡甲佐町大字津志田3237番地
破産者　有限会社肥後金属工業
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２２号
（開始決定時の住所）北海道旭川市４条通23丁目118番地の６　コーポ坂田Ｃ２号室
破産者　島元　隆嘉
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６４５号
東京都武蔵村山市神明４丁目６番地の４パーシモンヒルⅢ101号
破産者　舩木　謙二
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４号
福井県小浜市遠敷３丁目201番地の１
破産者　株式会社丸佐
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第１０２号
静岡県富士市神谷403番地の１
破産者　富士原貨物株式会社
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７５７号
京都府木津川市兜台７丁目11番地11
破産者　株式会社高の原設備センター
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４８号
大阪市西区靱本町２丁目９番11号、旧本店所在地和歌山県有田市箕島51番地
破産者　株式会社エステート（旧商号　株式会社トコリ）
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６３号
岡山市中区海吉1767番地
破産者　有限会社ゴルフシヨツプユアサ
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６０号
広島市西区草津新町１丁目３番１号
破産者　株式会社岩橋商会
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８９号
愛媛県四国中央市三島中央１丁目８番33号
破産者　有限会社田村タンス店
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７６１号
札幌市手稲区新発寒７条10丁目５番16号
破産者　松村　　勉
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０号
茨城県結城市大字小田林2549番地31
破産者　斉藤千代子
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２０９号
茨城県坂東市半谷633番地
破産者　木村　敏夫
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３６３号
埼玉県富士見市東大久保661－４、住民票上の住所さいたま市桜区大字五関820番地４
破産者　黒田　洋一
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５６９号
川崎市中原区上丸子天神町368番地１　ジョイフル新丸子第２　311
破産者　竹田　康宏
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６５号
神戸市灘区泉通５丁目３番４号
破産者　加藤　武志
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４２号
神戸市東灘区御影山手４丁目16番21号
破産者　平井　　登
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０号
徳島県徳島市入田町大久231番地の６
破産者　小林　康伸
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８号
釧路市治水町５番31号
破産者　中嶋　則年
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所